

教育委員会定例会議事日程

令和元年8月1日(木)午後1時30分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第18号議案 高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、「特別の教科 道徳」を除く中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用教科書の採択について

4 その他

令和元年8月1日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○7/30～8/1 こども青少年・教育委員会（視察）

2 市教委関係

（1）主な会議等

○7/23、24 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト

（2）報告事項

3 その他

教委第18号議案

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、「特別の教科 道徳」を除く中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用教科書の採択について

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、「特別の教科 道徳」を除く中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用教科書を採択する。

令和元年8月1日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和2年度に使用する高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、「特別の教科 道徳」を除く中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書並びに令和2年度から令和5年度に使用する小学校・義務教育学校前期課程用教科書を採択する。

1 採択する教科書

- (1) 高等学校において令和2年度に使用する教科書
- (2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書
- (3) 中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する「特別の教科 道徳」以外の教科書
- (4) 小学校・義務教育学校前期課程において令和2年度から令和5年度に使用する教科書

2 参考資料

- (1) 令和元年度横浜市教科書採択の基本方針
- (2) 令和元年度教科書採択手順
- (3) 横浜市教科書取扱審議会条例
- (4) 採択の観点及び具体的な調査項目の視点

令和元年5月10日
横浜市教育委員会

令和元年度横浜市教科書採択の基本方針

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和元年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和元年度は、次の教科書を採択する。

- ア 義務教育学校前期課程を含む小学校（以下「小学校」という。）において令和2年度から令和5年度に使用する教科書
- イ 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和2年度に使用する教科書（「特別の教科 道徳」の教科書を除く。）
- ウ 高等学校において令和2年度に使用する教科書
- エ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和2年度に使用する教科書

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン 2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

- (4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

- (1) 小学校において使用する教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書

ア 教科書

新たに文部科学省の検定を経たものがないため、新たな調査は行わず、平成27年度採択時の資料を審議資料とする。

イ 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。

(3) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(4) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び「平成32年度使用一般図書一覧」に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和元年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮詢するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関する別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

【採択の観点(1) 【関係法令】】

- ①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

【採択の観点(2) 【横浜教育ビジョン 2030 及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】】

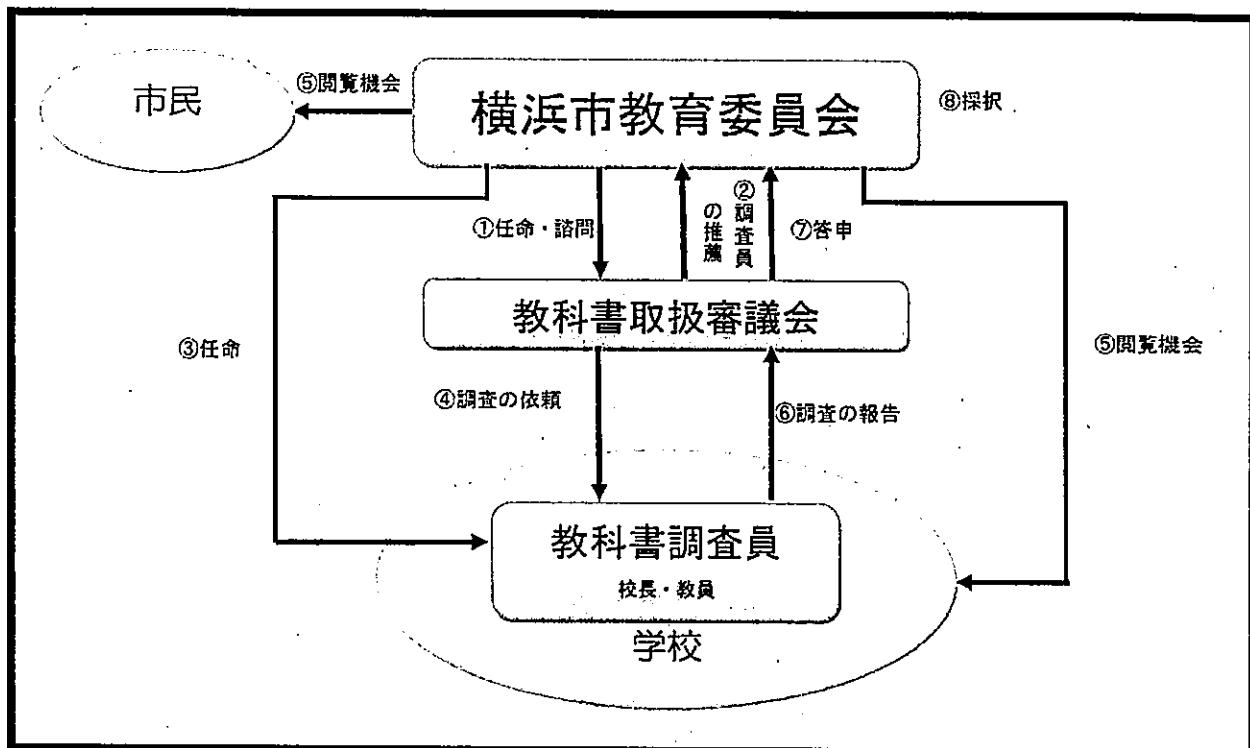
- ①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤持続可能な開発目標（SDGs）*の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え方行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

【採択の観点(3) 【体裁等】】

- ①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

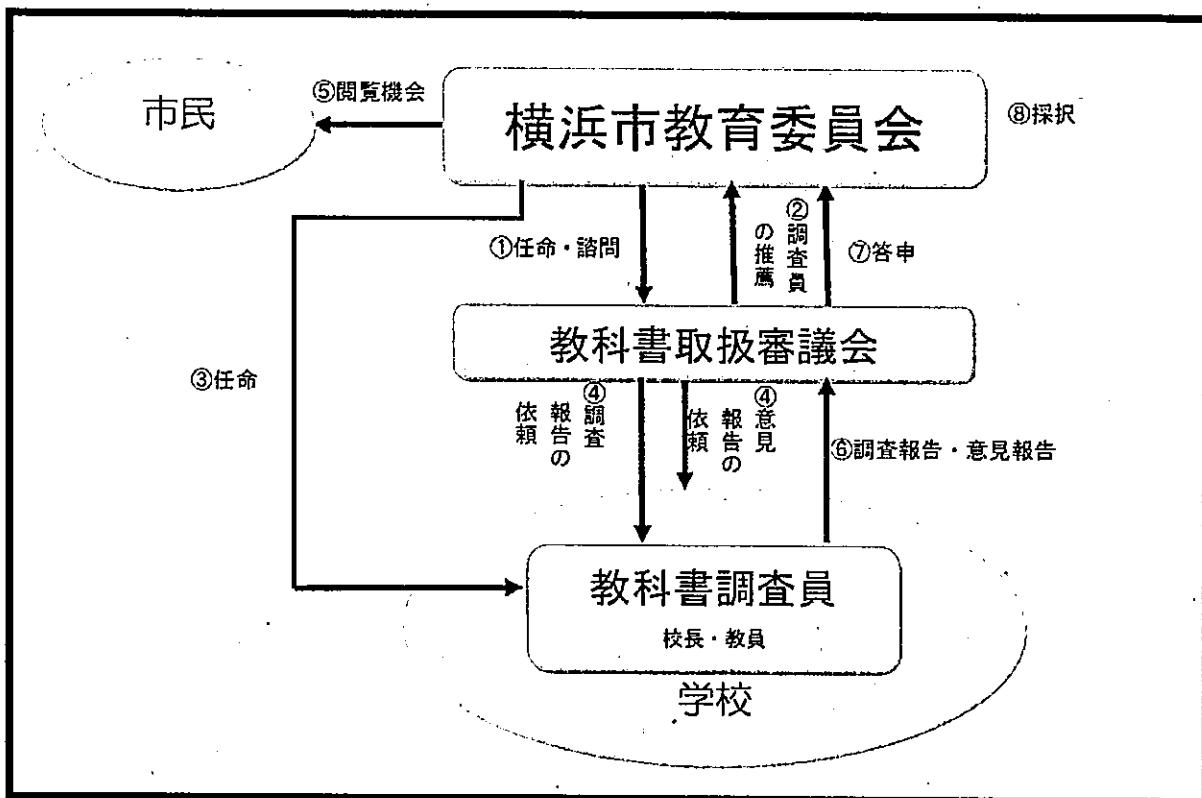
*2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

〈小学校教科書採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、横浜市教育委員会（以下「市教委」）は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」）を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査を依頼します。
- ⑤ 市教委は、市民や教員が教科書を閲覧できるよう、教科書の閲覧機会を設けます。（保護者・市民向けは市立 18 図書館、教員向けは授業改善支援センター（ハマ・アップ）等で開催）
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査結果を報告します。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

〈高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級採択の手順〉



- 教科書採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」(以下「審議会」)を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮詢します。
- 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- 審議会は教科書調査員に調査報告を依頼します。また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、各学校や個々の児童・生徒によって実態が大きく異なるため、各学校長に教科書の意見報告を依頼します。
- 市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。(市立18図書館で開催)
- 教科書調査員は審議会に調査報告を、各学校長は審議会に意見報告をそれぞれします。
- 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

横浜市教科書取扱審議会条例

制 定 昭和39年6月10日条例第71号
 最近改正 平成26年12月26日条例第79号

横浜市教科書取扱審議会条例をここに公布する。

横浜市教科書取扱審議会条例

(設 置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科書の取扱いについて適正を期すため、教育委員会の附属機関として、横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立学校において使用する教科書の取扱いに関し必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が任命する。

| | |
|----------------|----|
| (1) 校長及び教員 | 8人 |
| (2) 教育委員会事務局職員 | 5人 |
| (3) 学識経験のある者 | 3人 |
| (4) 児童及び生徒の保護者 | 4人 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 審議会に、専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、審議会の推薦に基づき、教育委員会が任命する。

3 調査員の任期は、そのつど教育委員会が定める。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

- 第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。
- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行う。

附 則 (昭和49年6月条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の横浜市教科書取扱審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 3 この条例の施行後最初の横浜市教科書取扱審議会の会議は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成26年12月条例第79号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

採択の観点及び具体的な調査項目の視点

資料4

1 採択の観点

| | |
|--------|--|
| 観点 1 | 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。 |
| 観点 1 ① | 教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色となっている点 |
| 観点 1 ② | 学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色となっている点 |
| 観点 1 ③ | 学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色となっている点 |

| | |
|--------|---|
| 観点 2 | 「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。 |
| 観点 2 ① | 主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしている点や、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色となっている点 |
| 観点 2 ② | 小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色となっている点 |
| 観点 2 ③ | 学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色となっている点 |
| 観点 2 ④ | 「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色となっている点 |
| 観点 2 ⑤ | 持続可能な開発目標（SDGs）の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色となっている点 |
| 観点 2 ⑥ | 地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色となっている点 |

| | |
|--------|---|
| 観点 3 | 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。 デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。 |
| 観点 3 ① | 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫がある点や、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある点 |
| 観点 3 ② | デジタル教材への活用の工夫がある点や、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある点 |

2 具体的な調査項目の視点

【国語】

| | |
|-------|-----------------------------|
| 観点2 ① | ・学習過程 ・学校図書館との関連 ・情報活用能力 |
| 観点2 ② | ・資質・能力の系統性 ・国語科と他教科等との関連 |
| 観点2 ③ | ・言葉の働き ・実生活との関連 |
| 観点2 ④ | ・対話的な学び ・多様な考えを認め合う態度 |
| 観点2 ⑤ | ・よりよい社会の実現に寄与する教材、グローバルな視点 |
| 観点2 ⑥ | ・伝統的な言語文化 ・言語文化と社会 |
| 観点3 ① | ・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 |
| 観点3 ② | ・デジタル教材への可能性、二次元コード ・環境への配慮 |

【書写】

| | |
|-------|----------------------------------|
| 観点2 ① | ・課題を発見・解決 ・書写の能力 |
| 観点2 ② | ・資質・能力の系統性 ・書写と、国語科の他領域、他教科等との関連 |
| 観点2 ③ | ・実生活との関連 |
| 観点2 ④ | ・交流する活動 ・多様な考えを認め合う態度 |
| 観点2 ⑤ | ・よりよい社会の実現に寄与する教材、グローバルな視点 |
| 観点2 ⑥ | ・伝統的な言語文化 |
| 観点3 ① | ・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 ・判型 |
| 観点3 ② | ・デジタル教材への可能性、二次元コード ・環境への配慮 |

【社会】

| | |
|-------|---|
| 観点2 ① | ・学習の進め方（学習過程）・問題解決的な学習 ・社会的な見方・考え方・情報の収集や活用の仕方 |
| 観点2 ② | ・生活科や中学校各分野との関連・他教科との関連 ・コラムや資料、巻頭や導入の工夫 |
| 観点2 ③ | ・新たな課題への気づき・学んだことの活用 |
| 観点2 ④ | ・多角的なものの見方、多様な考え方・立場の理解、合意形成 |
| 観点2 ⑤ | ・SDGsの扱い・社会参画・選択・判断する力 ・公民としての資質・能力の育成 |
| 観点2 ⑥ | ・地域の伝統文化への理解・ひとの生き方や考え方・キャリア教育 |
| 観点3 ① | ・文字の見やすさ（ユニバーサルフォント） ・色使いのバランス（カラーユニバーサルデザイン） ・レイアウト、索引の工夫・資料や写真、図表等の配置 |
| 観点3 ② | ・二次元コードの活用等・デジタル資料の活用 ・用紙やインキ等環境への配慮 |

【地図】

| | |
|-------|--|
| 観点2 ① | ・社会的な見方・考え方・情報の収集や活用の仕方 |
| 観点2 ② | ・巻頭やトピックの工夫・地図の仕組みや約束事の表示 ・自主的に地図や統計資料を活用する工夫 |
| 観点2 ③ | ・人々の生活・現代的な諸課題等への理解 |
| 観点2 ④ | |
| 観点2 ⑤ | |
| 観点2 ⑥ | |
| 観点3 ① | ・文字の見やすさ（ユニバーサルフォント） ・色使いのバランス（カラーユニバーサルデザイン） |
| 観点3 ② | ・二次元コードの活用等・デジタル資料の活用 ・用紙やインキ等環境への配慮 |

【算数】

| | |
|-------|--|
| 観点2 ① | ・数学的活動 ・プログラミング的思考 |
| 観点2 ② | ・数学的な見方・考え方 ・系統的なつながり |
| 観点2 ③ | ・算数を実生活へ活用すること ・学習を通した算数のよさ |
| 観点2 ④ | ・個に応じた指導 |
| 観点2 ⑤ | ・根拠をあげた分かりやすい説明 ・正確な計量 |
| 観点2 ⑥ | ・先人の知恵を生かした算数の有用性 ・実生活の中で算数が活用されていること |
| 観点3 ① | ・判型、分冊・合冊 ・図やグラフ等 ・カラーユニバーサルデザイン |
| 観点3 ② | ・二次元コード |

【理科】

| | |
|-------|---|
| 観点2 ① | ・問題を見いだす ・問題解決の流れ ・プログラミング教育 |
| 観点2 ② | ・小中連携 ・学習意欲を高める |
| 観点2 ③ | ・学んだことを実生活に生かす ・防災意識 |
| 観点2 ④ | ・対話的な学習 ・多様な考えを認め合う学習 ・自然を大切にする心情 |
| 観点2 ⑤ | ・持続可能な環境の実現 ・生活の見直し |
| 観点2 ⑥ | ・地域の自然から問題を見いだす ・科学への理解や魅力の発見 |
| 観点3 ① | ・ユニバーサルデザインフォント、文字の大きさ、行間 ・本の重さ ・カラーユニバーサルデザイン ・巻頭、巻末の工夫 |
| 観点3 ② | ・二次元コードの活用 ・紙やインキの環境への配慮 |

【生活】

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 観点2 ① | ・主体的な活動 ・問題解決的な学習 |
| 観点2 ② | ・幼保小連携 ・3年生以上の学びへの接続 |
| 観点2 ③ | ・家庭生活、学校生活、地域社会生活と自分との関わり ・実生活へ生かす |
| 観点2 ④ | ・家庭環境や多様な児童の背景への配慮 ・豊かな感性の育成 |
| 観点2 ⑤ | ・自立し、生活を豊かにする児童を育成するための教科横断的視点 |
| 観点2 ⑥ | ・横浜の地域の特性や季節の変化 ・地域への愛着や人々との関わり |
| 観点3 ① | ・単元名の工夫や見出しの適正さ ・見やすさや扱いやすさの工夫 |
| 観点3 ② | ・学びの発展性 ・環境への配慮 |

【音楽】

| | |
|-------|--------------------------------|
| 観点2 ① | ・音楽的な見方・考え方を働かせた主体的な学習 ・創造的な学習 |
| 観点2 ② | ・学習の系統性 ・幼保小の連続性 |
| 観点2 ③ | ・生活や社会の中の音や音楽 |
| 観点2 ④ | ・多様な音楽表現 |
| 観点2 ⑤ | ・明るく豊かな社会の実現 |
| 観点2 ⑥ | ・我が国の伝統的な音楽、地域の伝統的な音楽や文化 |
| 観点3 ① | ・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 |
| 観点3 ② | ・デジタル教材の活用、二次元コード ・環境への配慮 |

【図画工作】

| | |
|-------|---|
| 観点2 ① | ・問題解決学習 　・言語活動を取り入れた題材 　・デジタル機器 |
| 観点2 ② | ・幼保小接続 　・小中接続 　・学習段階に応じた材料や用具 |
| 観点2 ③ | ・生活や社会の形や色 　・芸術活動、美術館 　・キャリア教育、公共心 |
| 観点2 ④ | ・個性尊重 　・人権的な配慮 |
| 観点2 ⑤ | ・環境に配慮した材料や用具 　・グローバル化 　・持続可能な社会 |
| 観点2 ⑥ | ・地域文化、横浜の文化 　・伝統 　・地域人材 |
| 観点3 ① | ・カラーユニバーサルデザイン ・適切なレイアウト、1ページの情報量 　・資料、写真、イラスト |
| 観点3 ② | ・デジタル教材 　・環境への配慮 |

【家庭】

| | |
|-------|---|
| 観点2 ① | ・2年間の見通しをもつためのガイダンスのあり方 ・生活の営みに係る見方・考え方の示し方 |
| 観点2 ② | ・他教科等との関連 　・小中の接続 |
| 観点2 ③ | ・安全・衛生・防災への意識 　・教材の汎用性 ・プログラミング教育 |
| 観点2 ④ | ・家族構成や家庭生活の状況への配慮 ・家族や地域の一員として地域との関わりを見つめる視点 |
| 観点2 ⑤ | ・消費生活の変化への対応 　・持続可能な社会の構築 |
| 観点2 ⑥ | ・生活文化の大切さへの気付き 　・地域の伝統や文化 ・キャリア教育 |
| 観点3 ① | ・ユニバーサルデザイン 　・レイアウト等の工夫 　・大きさや重さ等 |
| 観点3 ② | ・デジタル教材、二次元コード 　・環境への配慮 |

【保健】

| | |
|-------|-----------------------------|
| 観点2 ① | ・課題解決的な学習過程 　・主体的な学び |
| 観点2 ② | ・小中学校のつながり 　・学習内容の示し方の工夫 |
| 観点2 ③ | ・自分の生活との関連付け |
| 観点2 ④ | ・体や心の成長の個人による違い 　・多様性を認める態度 |
| 観点2 ⑤ | ・社会への広がりや社会とのつながり |
| 観点2 ⑥ | ・地域の安全なまちづくり |
| 観点3 ① | ・児童が使いやすい工夫 　・読みやすい工夫 |
| 観点3 ② | ・二次元コード等の活用 　・環境への配慮 |

【外国語】

| | |
|-------|---|
| 観点2 ① | ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況などの設定 ・英語を使いながら学ぶ学習過程 |
| 観点2 ② | ・学習の連続性 　・校種間の円滑な接続 ・スマールステップを踏んだ学習 |
| 観点2 ③ | ・日常生活に関する身近な事柄 　・他教科等との関連 |
| 観点2 ④ | ・多様性の受容と尊重 　・他者への配慮 |
| 観点2 ⑤ | ・平和・国際貢献の精神の獲得 　・国際理解 　・協働、共生 |
| 観点2 ⑥ | ・自分や自国に対する気付き |
| 観点3 ① | ・ユニバーサルデザイン 　・レイアウト等の工夫 |
| 観点3 ② | ・二次元コード、デジタル教材への可能性 　・環境面への配慮 |

【道徳】

| | |
|-------|---|
| 観点2 ① | ・問題解決的な学習 ・主体的な学習 ・考え、議論する ・情報モラル |
| 観点2 ② | ・幼保小、小中の接続 ・学年段階の指導の工夫 ・自己の振り返り |
| 観点2 ③ | ・道徳的価値の理解 ・実生活と関連付けた価値理解 |
| 観点2 ④ | ・いじめ等の未然防止 ・人権感覚、意識 ・自然愛護、感動、畏敬の念 ・自他の生命尊重 |
| 観点2 ⑤ | ・勤労、社会参画意識や公共の精神 ・公正、公平 ・国際社会の平和と発展に寄与 |
| 観点2 ⑥ | ・地域の伝統、文化 ・諸外国の人々の生活や文化 |
| 観点3 ① | ・ユニバーサルフォント、デザイン ・別冊、構造など ・装丁、体裁など ・内容の排列 |
| 観点3 ② | ・デジタル教材への可能性、二次元コード ・環境への配慮 |